

神奈川大学と〇〇〇高等学校との高大連携に関する協定書

神奈川大学（以下「大学」という。）と〇〇〇高等学校（以下「高校」という。）は、相互の教育に係る交流・連携を通じて、高校生の視野を広げ、進路に対する意識や学習意欲を高めるとともに、大学の求める学生像及び教育内容への理解を深め、かつ高校教育・大学教育の活性化を図るために、次のとおり協定を締結する。

1. 大学と高校は、相互の信頼関係に基づき、双方の教育機能について交流・連携を行う。
2. 教育交流・連携の活動内容は、次のとおりとする。
 - (1)大学の授業科目への特別聴講学生の受入れ
 - (2)大学の各種公開講座への聴講生の受入れ
 - (3)大学教員による高校への出張講義
 - (4)教育についての情報交換及び交流
 - (5)その他、双方が協議し同意した事項
3. 教育交流・連携活動の具体的な内容と運営については、覚書を取り交わす。
4. この協定は、平成〇年〇月〇日をもって発効し、有効期間は1年間とする。ただし、期間満了までの3ヵ月前までに大学又は高校のいずれか一方から異議のないときは、この協定はさらに1年間延長するものとし、以後もこの例による。
5. この協定に基づく活動を円滑に進めるために、大学および大学との高大連携を実施する高校の代表者によって構成する神奈川大学高大連携協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その事務局を大学に置く。
6. この協定に定めのない事項、もしくはこの協定に係る疑義や問題点については、協議会でその都度協議し、解決する。

この協定書は2通作成し、両者署名捺印のうえ各1通を保管する。

平成 年 月 日

平成 年 月 日

神奈川大学 学長

〇〇〇高等学校 校長

印

印